中部国際空港供用規程

制定　2016 年 7 月 1 日
改正　2017 年 4 月 1 日
改正　2019 年 4 月 1 日
改正　2019 年 7 月 18 日
改正　2019 年 8 月 15 日
改正　2019 年 9 月 10 日
改正　2019 年 12 月 20 日
改正　2020 年 4 月 1 日
改正　2021 年 4 月 1 日
改正　2022 年 4 月 1 日
改正　2023 年 4 月 1 日
改正　2023 年 8 月 1 日
改正　2024 年 5 月 10 日

（目的）

第１条　この規程は、中部国際空港（以下「空港」という。）の安全かつ能率的な運営及びその秩序の維持その他空港の管理に関し、必要な事項を定めるとともに、空港の利用者に対しそのサービス内容等を周知することにより、利用者の利便の向上に資することを目的とする。

（運用時間）

第２条　空港の運用時間は、24 時間とする。

２　空港の機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取り扱い施設、航空機給油施設並びに駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の方法により公表するものとする。

（空港の概要）

第３条　滑走路の本数（長さ×幅）

3,500ｍ×60ｍ

２　単車輪荷重

43ｔ

３　エプロン　　大型３９バース、中型２１バース、小型２１バース
４　ＩＬＳ施設の有無、数、運用カテゴリー
　有、２式、18 側カテゴリーⅡ/36 側カテゴリーⅢb

（空港が提供するサービスの内容に関する情報）
第４条　次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットその他の方法により公表するものとする。
(1)　総合案内所、観光案内所その他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
(2)　空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報
(3)　前各号に掲げるもののほか、空港が提供するサービスの内容に関する情報

（入場の制限等）
第５条　中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、混雑の予防その他空港管理上必要があると認めるときは、会社が承認する者以外の者が空港に入場することを制限し、又は禁止することがある。

（混雑の予告）
第６条　航空運送事業者は、その使用する航空機の離着陸に際して、歓送迎のため相当の混雑が予想されるときは、当該航空機の離着陸の予定日時の 24 時間前までに、その旨を会社に届け出なければならない。

（立入りの制限）
第７条　滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、格納庫その他会社が立入りの制限を標示した区域には、次に掲げる場合を除き、立ち入ってはならない。
(1) 会社の承認を受けた者が立ち入るとき。
(2) 航空機乗組員及び旅客が航空機に乗降するために立ち入るとき。

（禁止行為）
第８条　空港においては、次に掲げる行為を行ってはならない。
(1) 建物、工作物、標識その他の施設、器具又は車両をき損し、又は汚損すること。
(2) 正当な理由がなく、刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのある物又は無人航空機（航空法第２条第 22 項に規定する航空機）、模型航空機（無人

航空機の定義で除外されている 200g 未満の航空機）若しくはその他の人に混乱を招くおそれのある物を持ち込むこと。

(3) ごみ、廃物等を定められた場所以外の場所に遺棄し、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。

(4) 喫煙を禁止する場所において、喫煙すること。

(5) 立入りの禁止を標示した場所に立ち入ること。

(6) 前各号のほか、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

2　空港においては、会社の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 銃砲刀剣類、爆発物、放射性物質又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること(公用者がその業務のためにする場合を除く。)。

(2) 可燃性の液体、ガス、放射性物質その他これに類するものを保管し、又は貯蔵すること(航空機にそのために設備された容器に入れて、機内に保管する場合を除く。)。

(3) 裸火を使用すること。

(4) 看板、旗、幕、印刷物、書面等の掲示、展示又は配布を行うため、一時的に施設を利用すること。

(5) 演説会等の集会を催し、宣伝活動又は示威を行い、寄付金を募集し、その他これらに類する行為を行うため、一時的に施設を利用すること。

(6) 動物（本来の目的に使用される身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬（(これと同等の能力を有すると認められる犬を含む。)、警察犬及び麻薬探知犬並びに航空貨物として取り扱われる場合を除く。）を連れて旅客ターミナル地区及び前条の区域に立ち入ること。

(7) 無人航空機（航空法第２条第 22 項に規定する航空機）又は模型航空機（無人航空機の定義で除外されている 200g 未満の航空機）を飛行させること。

（航空機による施設の使用）

第９条　航空機の離着陸又は停留のための施設で会社が管理するもの（以下「離着陸等施設」という。）を使用しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ会社に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 使用航空機の型式、国籍、登録記号及び最大離陸重量

(3) 使用の日時（始期及び終期を明示すること。）

(4) 使用しようとする施設及び使用の目的
(5) 変更しようとする場合は、変更を必要とする理由
2　会社は、前項の者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を付することがある。
3　会社は、前項の指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、離着陸等施設の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

（航空機の駐機場等）
第10条　航空機への乗降、積卸及び補給並びに航空機の整備、点検及び停留は、会社が指定する駐機場で行わなければならない。ただし、会社が承認した場合は、この限りでない。
2　航空機の停留は、車輪止めを施す等安全かつ確実に行わなければならない。
3　航空機のエンジンの試運転は、会社が指定する駐機場等において、会社が指定する時間及び方法に従って行わなければならない。
4　航空機の補助動力装置の使用は、会社が指定する時間及び方法に従って行わなければならない。
5　会社は、前4項の規定に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、離着陸等施設の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

（移動不能航空機の撤去）
第11条　空港において移動不能となった航空機の所有者又は使用者は、速やかに、当該航空機を、会社が指定する場所へ撤去しなければならない。

（検査の実施の指示）
第12条　会社は、空港における旅客、航空機乗組員その他の者への危害及び航空機の損壊を防止するため、空港を使用する航空運送事業者に対し、会社が指定する方法により当該航空運送事業者の運送する旅客及びその手荷物の検査を実施すべきことを指示することがある。
2　会社は、前項の指示に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、離着陸等施設の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

（給油作業等）
第13条　航空機の給油作業又は排油作業は、次に掲げるところにより行わなければならない。
(1) 給油作業又は排油作業は、会社が指定する場所で行うこと。

(2) 給油作業は、会社が承認した場合を除き、ハイドラント施設を使用して行うこと。
(3) 給油作業又は排油作業を行う者は、当該作業に従事する者のうちから、法令に基づく資格のうち会社が指定するものを有している者を責任者として定めておくこと。
(4) 次に掲げる場合は、給油作業又は排油作業を行わないこと。
(ｱ) 航空機のエンジンが、運転中又は加熱状態にあるとき。
(ｲ) 必要な危険予防措置が講ぜられる場合を除き、旅客が航空機内にいるとき。
(5) 給油作業又は排油作業中は、航空機又は当該業務に従事する車両の無線設備、電気設備その他の物件について、火花放電を起こすおそれのある操作をしないこと。
(6) 給油又は廃油装置を常に安全かつ確実に維持すること。
(7) 給油作業又は排油作業中の航空機は給油ホース車又は給油タンク車と電気的に接続し、電位差を零にすること。
(8) 給油作業又は排油作業中にあたっては、消火器等を備えておく等の安全措置を講ずること。
2 給油作業又は排油作業中は、当該作業に従事している者以外の者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 航空機の燃料タンク空気抜及び給油作業又は排油作業に従事している車両の付近に近づかないこと。
(2) 給油作業又は排油作業中の航空機の付近の車両の無線設備及び電気設備について、火花放電を起こすおそれのある操作をしないこと。
(3) 給油作業又は排油作業中の航空機及び車両の周辺において、火花放電を起こすおそれのある器具等を使用しないこと。

（車両の使用及び取扱い）
第 14 条　空港における車両の使用及び取扱いについては、次に掲げるところによるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
(1) 第 7 条の区域において使用する車両は、会社の承認を受けたものでなければならない。
(2) 前号の区域において車両を運転しようとする者は、会社の承認を受けた者でなければならない。
(3) 車両の駐車、整備、点検、充電及び給油は、会社が指定する場所で行わなければならない。

(4) 車両への乗降又は積卸は、会社が禁止する場所で行ってはならない。

（使用料金）

第 15 条　離着陸等施設を使用する者は、着陸料、停留料又は試験･訓練飛行料（以下「使用料金」という。）を、次に掲げるところにより、遅滞なく日本国通貨で会社に支払わなければならない。ただし、あらかじめ会社が指定した者は、１箇月分を取りまとめて会社が指定する期限までに後納することができる。

(1) 着陸料は、着陸直後

(2) 停留料は、その停留を終ったとき。

(3) 試験･訓練飛行料は、試験又は訓練のために行われる飛行を終ったとき。

２　使用料金の算定方法及び額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第７条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあっては第１号から第３号までに規定する金額とし、それ以外の航空機にあっては第１号から第３号までに規定する金額にそれぞれ消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

(1) 着陸料

離着陸等施設を使用する航空機について、その着陸１回ごとに、次に規定する算定方法で計算した金額とする。

ア　ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）

(ｱ) 当該航空機の最大離陸重量（単位は、トンによるものとし、１トン未満は、１トンとして計算する。以下「重量」という。）に 1,660 円を乗じて得た金額。

(ｲ) (ｱ)の規定により計算して得た金額が 33,000 円に満たないときは、33,000 円とする。

イ　ジェット機以外の航空機

(ｱ) ジェット機以外の航空機については、当該航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

(a) ６トン以下の重量については、当該重量に対し　　700 円

(b) ６トンを超える重量については、１トンごとに　　590 円

(ｲ) (ｱ)の規定により計算して得た金額が 3,500 円（回転翼航空機にあっては 2,000 円）に満たないときは、3,500 円（回転翼航空機にあっては 2,000 円）とする。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、次に規定する航空機の着陸料の金額は、

以下のとおりとする。ただし、ア(ｲ)及びイ(ｲ)に該当する場合は、この限りでない。

(ｱ) 国内航空に従事する航空機であって直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸したものの着陸料は、ジェット機にあってはア(ｱ)の規定により計算して得た金額に６分の５を、ジェット機以外の航空機にあってはイ(ｱ)の規定により計算して得た金額に２分の１を乗じた金額。

(ｲ) 国内航空に従事する航空機であって直前に離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律 189 号）第１条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第３条第３号に規定する離島をいう。）に所在する飛行場を離陸したものの着陸料は、ジェット機にあってはア(ｱ)の規定により計算して得た金額に３分の２を、ジェット機以外の航空機にあってはイ(ｱ)の規定により計算して得た金額に４分の１を乗じた金額。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合については、ジェット機にあってはア(ｱ)の規定により計算して得た金額に６分の１を、ジェット機以外の航空機にあってはイ(ｱ)の規定により計算して得た金額に８分の１を乗じた金額。

(ｳ) ジェット機以外の航空機であって(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当しないものの着陸料については、(ｱ)及び(ｲ)の規定にかかわらず、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸料は、当分の間、イ(ｱ)の規定により計算して得た金額に１０分の７を乗じた金額。ただし、イ(ｲ)に該当する場合は、この限りでない。

エ　付属書に規定する着陸料算定の特例に該当するものに係る着陸料については、当該付属書に規定された算定方法を用いることとする。

(2) 停留料

離着陸等施設を６時間以上使用して停留する航空機について、その停留時間 24 時間（24 時間未満は、24 時間として計算する。）ごとに、当該航空機の重量に 200 円を乗じて得た金額。

(3) 試験･訓練飛行料

試験又は訓練のために行われる飛行で離着陸等施設を使用する航空機について、その試験又は訓練のために行われる飛行１回ごと（離陸から着陸までを１回とみなす。）に、次に規定する行為の区分に応じ、次に規定する算定方法で計算した金額とする。

ア　タッチ・アンド・ゴー（滑走路に航空機の車輪が触れた上で、停止する

ことなくそのまま飛行を継続する行為をいう。）

(ｱ) ジェット機

第１号アの規定に準じて計算して得た金額

(ｲ) ジェット機以外の航空機

(a) 第１号イ(ｱ)の規定に準じて計算して得た金額

(b) (a)の規定により計算して得た金額が 3,500 円に満たないときは、3,500 円とする。

イ　ミストアプローチ、ローアプローチ等（滑走路に航空機の車輪が触れることなく、航空機が飛行場に進入する行為をいう。）

(ｱ) ジェット機

(a) 当該航空機の重量に 830 円を乗じて得た金額。

(b) (a)の規定により計算して得た金額が、16,500 円に満たないときは、16,500 円とする。

(ｲ) ジェット機以外の航空機

(a) ジェット機以外の航空機については、当該航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

（ｉ） ６トン以下の重量については、当該重量に対し　　350 円

（ⅱ） ６トンを超える重量については、１トンごとに　　295 円

(b) (a)の規定により計算して得た金額が 1,750 円に満たないときは、1,750 円とする。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、次に規定する試験･訓練飛行料の金額は、以下のとおりとする。

(ｱ) 試験又は訓練のために行われる飛行の直前又は直後に空港に着陸する航空機にあっては徴収しない。

(ｲ) １回の試験又は訓練のために行われる飛行において、アに規定する行為及びイに規定する行為をいずれも行う場合は、アの規定により計算して得られた金額とする。

３　前項の場合において、ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000ポンド当たり0.45359237トンとして換算するものとする。

４　会社は、第１項の規定に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、離着陸等施設の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

（後納指定の取消）

第16条　前条第１項の規定により後納の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することとなった場合には、会社は、その指定を取り消すことができる。

(1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき。

(2) 破産、会社更生、民事再生、会社整理等の申立てがあったとき、清算手続きに入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき（法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき。)。

(4) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき。

(5) 財務状況の悪化により、会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずる恐れがあるとき。

(6) 航空運送事業者にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき。

２　前条第１項の規定により後納の指定を受けた者が、指定を取り消された場合には、期限の利益を失い、会社から提供を受けた施設の使用により発生した債務（土地又は建物の賃貸借契約及びそれらに付随する契約により発生した債務を除く。）の全部を会社の指定する日までに支払わなければならない。

（使用料金の免除）

第17条　会社は、第15条第１項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する着陸又は停留については、その使用料金の全部又は一部を免除することがある。

(1) もっぱら外交上の目的に使用される航空機の着陸及び停留

(2) 空港を離陸後やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸する場合の着陸

(3) 機体、機器等の故障によるやむを得ない事情のため不時着する場合の着陸

(4) 航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸及び停留

(5) 前各号のほか、会社が使用料金の全部又は一部を免除することが適当であると認めた場合の着陸又は停留

（延滞金）

第 18 条　会社は、離着陸等施設を使用した者が使用料金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応

じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（端数処理）

第 19 条　第 15 条第２項の料金の額及び前条の延滞金に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（土地、建物その他の施設の設置等）

第 20 条　空港において土地又は建物、工作物その他の施設を設置し、取得し、又は借用しようとする者は、会社の承認を受けなければならない。当該土地又は施設について次に掲げる行為をしようとするとき、又は借用に係る権利を譲渡しようとするときも、同様とする。

(1) 現状又は用途の変更
(2) 用益物権又は担保物権の設定
(3) 譲渡
(4) 貸与（転貸を含む。）
(5) 当該施設の除去

２　前項の承認には、条件又は期限を付することがある。

３　第１項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る土地若しくは施設の利用を終えたとき、又は第 30 条第２項の規定により承認を取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、会社が承認した場合は、この限りでない。

（構内の営業）

第 21 条　空港において営業行為（契約の履行のみの場合を含む。）を行おうとする者は、会社が別に定める者を除き、会社の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けた者は、営業の全部又は一部を他人に譲渡し、貸渡し、又は委託してはならない。ただし、会社が承認した委託については、この限りでない。

３　前２項の承認には、条件又は期限を付することがある。

（空港道路の通行）

第 22 条　空港において一般交通の用に供する道路（以下「空港道路」という。）を通行する者は、会社が空港道路の管理のために行う指示に従わなければならない。

（空港道路の通行制限）
第 23 条　会社は、空港道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、空港道路の通行を制限し、又は禁止することがある。

（事故通報）
第 24 条　空港内にある者は、空港において犯罪、火災その他重大な事故が発生したことを知ったときは、速やかに会社、警察署又は消防署に通報するものとする。

（供用の休止等）
第 25 条　会社は、次の各号の一に該当し、空港の管理に支障があると認められるときは、空港の供用の休止又は使用方法の制限を行うことがある。
(1) 天災その他不可抗力によるとき。
(2) 修理その他の工事を施すとき。
(3) 前２号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由が生じたとき。

（免責）
第 26 条　会社は、前条の空港の供用の休止又は使用方法の制限により生じた損害については、会社の責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）
第 27 条　空港において、故意又は過失により、会社の施設を破損し、汚損し、又はその他の行為により会社に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

（旅客数等の報告）
第 28 条　会社は、空港管理上必要があると認めるときは、航空運送事業者等に対し、旅客数、貨物量等について報告を求めることがある。

（使用の停止等）
第 29 条　会社は、空港管理上特に必要があると認めるときは、会社の施設を使用している者又は会社の承認を受けて設置した施設を使用している者に対し、当該施設について使用の停止、修理、改造、移転、除去その他必要な措置を求めることがある。

（制止、退去等）

第30条　会社は、次に掲げる者に対し、制止をし、又は退去若しくは撤去を命ずることがある。

(1) 第５条の規定に違反して空港に入場した者

(2) 第７条の規定に違反して立入りを制限した区域に立ち入った者

(3) 第８条の規定に違反して禁止行為を行った者

(4) 第13条第１項の規定に違反して給油作業又は排油作業を行った者

(5) 第13条第２項の規定に違反して同項に掲げる事項を遵守しなかった者

(6) 第14条の規定に違反して車両を使用し、又は取り扱った者

(7) 第20条第１項の規定に違反して施設を設置し、又は現状を変更した者

(8) 第21条第１項の規定に違反して空港において営業行為を行った者

(9) 第22条又は第23条の規定に違反して空港道路を通行した者

２　会社は、この規程に基づく承認を受けた者が、法令、この規程若しくはこの規程に基づく規則又は承認に付した条件に違反したときは、当該者に対する承認を取り消すことがある。

（実施に関し必要な事項）

第31条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な手続その他の事項は、会社が別に定める。

附　則

この規程は、2016年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、2019年7月18日から施行する。

附　則

この規程は、2019年8月15日から施行する。

附　則

　この規程は、2019 年 9 月 10 日から施行する。

附　則

　この規程は、2019 年 12 月 20 日から施行する。

附　則

　この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　この規程は、2023 年 8 月 1 日から施行する。

附　則

　この規程は、2024 年 5 月 10 日から施行する。